

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊札幌駐屯地
北部方面会計隊本部業務科長 佐藤 秀範

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LW71D100250		4MP01AR2319 0001				23	
品名 または 件名							
# 1 0 食厨房空調機保守点検及びフィルター清掃・交換役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
陸上自衛隊札幌駐屯地				業務隊管理科 大橋技官			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
業務隊管理科 大橋技官 4 0 2 3				令和7年3月31日 (月)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年5月22日（水）15時00分 第104号隊舎3階「会計隊本部会議室」

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

適用する契約条項

駐屯地用標準契約書「役務請負契約条項」、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 全省庁統一資格の年度は令和4・5・6年度とし、北海道地域に競争参加資格を有する者
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (5) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾し、厳守する者

2 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除する。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札時間に遅れた者の入札
- (4) 電報・電話及びFAXによる入札
- (5) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合、または誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

落札者は落札決定後に関係法令に従い、遅滞なく契約書等を作成する。

5 落札決定方式

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する消費税抜きの金額を入札書に記載すること。(消費税相当額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)

6 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書等に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札会場にて提出すること。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
- (4) 入札者は、入札書下部等余白に下記内容を承諾のうえ記載すること。

【当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、上記件名の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。】

- (5) 郵便（配達証明のものに限る。）等による場合は、事前に北部方面会計隊本部業務科契約班（担当：三田村）に入札書の送付の旨を電話連絡するものとし、封筒は二重にして内封筒に入札書を入れ「〇〇（入札件名）」と明記し封印をするとともに、別に資格審査結果通知書（写）を同封し、入札日の前日（入札日の前日等が閉庁日の場合は、閉庁日前日直近の開庁日）16時45分までに、(7)の問合せ先へ必着すること。
- (6) 再度入札の必要が生じた場合は直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。
- (7) 入札に関する問合せ先
陸上自衛隊札幌駐屯地 北部方面会計隊本部業務科契約班 担当：三田村
TEL 011-511-7116 内線4460
FAX 011-521-3006
- (8) 入札執行場所には14時45分から入室可

7 公告掲示場所等

- (1) 公告掲示場所
札幌駐屯地、札幌商工会議所、千歳商工会議所
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>
- (2) 公告掲示期間
令和6年5月7日～令和6年5月22日
- (3) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」提示場所
陸上自衛隊札幌駐屯地、北部方面会計隊本部業務科契約班、北部方面会計隊ホームページ

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合 ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

役 務 仕 様 書

- 1 役務件名：# 110 食厨厨房空調機保守点検及びフィルター清掃・交換役務
- 2 実施場所：札幌市中央区南2条西10丁目 陸上自衛隊札幌駐屯地 # 110 食厨厨房
- 3 適用範囲：本仕様書は、陸上自衛隊札幌駐屯地で実施する「# 110 食厨厨房空調機保守点検及びフィルター清掃・交換役務」に適用する。
- 4 役務概要：空調機保守点検 1回/年(6月を基準)、6台
フィルター清掃 5回/年(6月上旬、7、9、11、1月下旬を基準)、フィルター交換 1回/年(3月を基準)
- 5 一般事項
 - (1) 本仕様書は本仕様書によるほか、関係法令・条例等を厳守し、安全管理に十分留意し、役務作業を実施する。
 - (2) 本役務には、現業代理人を常駐させ、労働者の監督及び役務の調整を密にする。
 - (3) 役務の監理は遅滞なく行い、火災等の事故防止に留意すると共に、事故等がある場合は請負者の責任において処置する。
 - (4) 役務の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督官の承諾を受ける。
 - (5) 本仕様書による作業はすべて監督官の立ち会いの上実施するものとし、本役務の作業完了後試運転を実施し検査官が確認する。
 - (6) 本役務の専断は請負者が各工程毎に確認し、A.4版に受理のもの以外は監督官のうえ監督官に提出する。
 - (7) 本役務の専断は請負者が各工程毎に確認し、A.4版に受理のもの以外は監督官のうえ監督官に提出する。
 - (8) 本役務完了後に発生した故障及び設備不良について、その原因が請負者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、検査終了後1年間に限り請負者が修復する保証義務を負う。
- 6 作業足場
 - (1) 作業足場については、1階熱源機械室は足場等で作業場を設け、2階機械室は車帯足場を使用し、安全性に充分注意する。
 - (2) 作業足場は、最初の役務作業実施日に設置し、令和7年3月の作業実施日まで残置する。
- 7 刃物機器
 - (1) 台数：・・・・・・・・・・空調機 6台
 - (2) 製作メーカー：・・・・・・・・新菱工業株式会社
 - (3) 機器概要：・・・・・・・・下表による

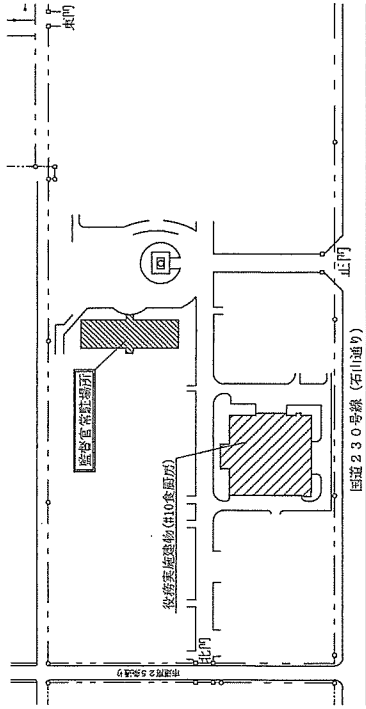
名称 (機器型番)	機器能力	名称 (機器型番)	機器能力
ACC-1 (SH-17)	給気風量 13,380m ³ /h 吐出風速 15.3m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 787/300Pa 電動機 3相 200V 50Hz	給気側 ACU-2 (DC-3)	給気風量 1,220m ³ /h 吐出風速 7.1m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 744/430Pa 電動機 3相 200V 50Hz
	給気風量 13,380m ³ /h 吐出風速 13.4m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 435/250Pa 電動機 3相 200V 50Hz		給気風量 1,110m ³ /h 吐出風速 6.4m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 790/430Pa 電動機 3相 200V 50Hz
ACC-2 (SH-13)	給気風量 11,270m ³ /h 吐出風速 15.4m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 784/370Pa 電動機 3相 200V 50Hz	給気側 ACU-3 (DC-3)	給気風量 1,340m ³ /h 吐出風速 7.7m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 759/430Pa 電動機 3相 200V 50Hz
	給気風量 11,270m ³ /h 吐出風速 14.2m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 432/250Pa 電動機 3相 200V 50Hz		給気風量 1,240m ³ /h 吐出風速 7.1m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 797/420Pa 電動機 3相 200V 50Hz
ACU-1 (GH-80)	給気風量 68,850m ³ /h 吐出風速 8.5m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 746/340Pa 電動機 3相 200V 50Hz	給気側 ACU-4 (DC-3)	給気風量 1,340m ³ /h 吐出風速 7.7m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 759/430Pa 電動機 3相 200V 50Hz
	給気風量 68,850m ³ /h 吐出風速 3.9m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 845/530Pa 電動機 3相 200V 50Hz		給気風量 1,240m ³ /h 吐出風速 7.1m/s(7.7777) 全静圧/機外静圧 797/420Pa 電動機 3相 200V 50Hz

- 8 特記事項
 - (1) 保守点検の項目及び内容は、国土交通省官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」及びメーカー点検項目(メーカー使用書)により実施する。
 - (2) 保守点検作業完了後は、点検結果報告書(様式随添)等を作成し監督官に提出する。
 - (3) 本役務の作業従事者は、当該機器メーカーの特性に対する知識を有し、メーカー仕様の保守点検作業経験に熟知した者が行う。
 - (4) 本役務で使用する消耗品(建築保全業務共通仕様書12編1章1.1.3で示すもの及びVベルト)は必要に応じて請負者が用意する。
- 9 主要整備点検内容

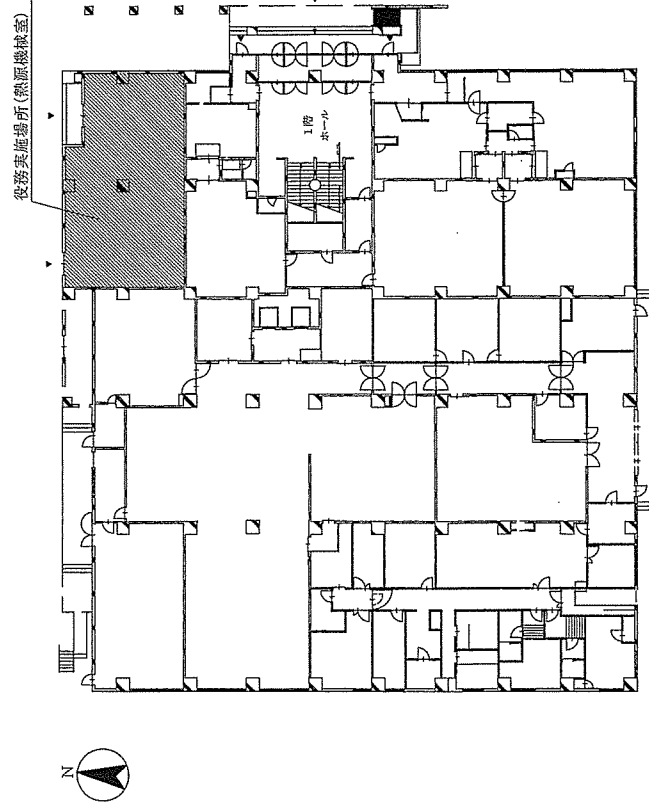
点 検 項 目	
(1) 基礎・固定部 アイ イ ウ エ オ カ キ ク ケ コ シ	基礎、固定部 亀裂、沈下等の有無の点検 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの点検 防塵材、シール等の劣化及び緩みの有無の点検 外観状況 本体の腐食、変形、破損等の有無の点検 送風機 羽根車の汚れ、さび、腐食等の有無の点検 羽根車の回転方向の良否の点検 パワートの汚れ、さび、腐食等の有無の点検 ベルトの緩み、摩耗、損傷等の有無の点検 軸受の異音、異常振動の有無の点検 軸受の給油の状態の点検 ファンパワートの腐耗、損傷等の有無の点検 電動機の絶縁抵抗の測定後、その良否の確認 電動機同軸方向が正常であるかの確認 電動機の表面温度の異常の有無の点検 電動機の電流が定格値内であることをの確認
(4) 熱交換器 ア イ	熱交換器 冷温水コイル、蒸気コイル等の汚れ、腐食、損傷等の有無の点検
(5) 加湿器 イ ウ エ	加湿器 加湿パナの詰まりの有無の点検 作動の良否の点検 汚れ、損傷等の有無の点検 加湿状態点検用ランプが点灯するかの確認
(6) エリミネータ ア	エリミネータ 詰まり、腐食等の有無の点検
(7) 水系統 ア イ ウ エ	水系統 加湿用給水の給水止弁の開閉の点検 加湿用給水に汚れ及び詰まりがないかの確認 ドレンパンの汚れ、さび、腐食等の有無の点検 本体のドレン排水に詰まりがないかの確認
(8) エアフィルター ア イ	エアフィルター ろ材の詰まり、損傷等の有無の点検 種の劣化、腐食等の有無の点検
(9) 運転調整 ア イ	運転調整 逆転時における電圧変動が規定値内であることの確認 逆転電流が規定値以下であることをの確認

役務完了後要返却
役務関係者以外不許複製

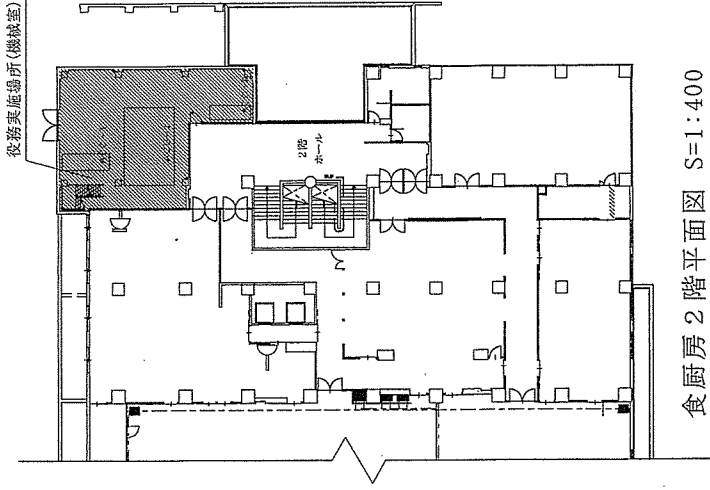
件名	#110食厨厨房空調機保守点検及びフィルター清掃・交換役務	図面番号	1/4
種別	役務仕様書	縮尺	図示
札	札幌駐屯地業務管理科営繕班	令和	6年 4月 10日



駐屯地配置図 S=1:3,000



食厨房1階平面図 S=1:400



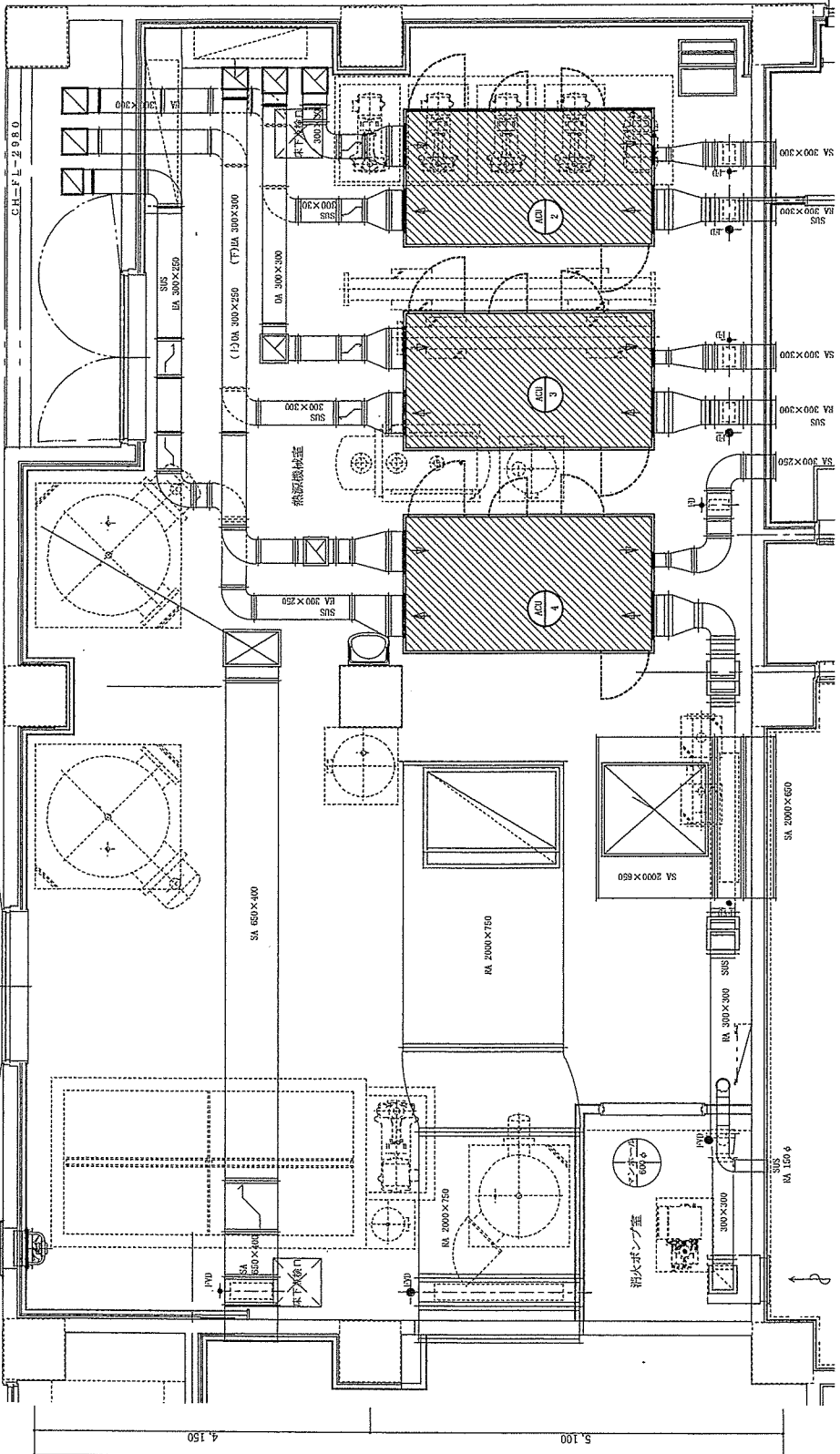
食厨房2階平面図 S=1:400

役務完成後要返却
役務関係者以外不許複製

件名	#10食厨房空調機保守点検及び フィルター清掃・交換業務	図面 番号	2 / 4
種別	駐屯地配置図・#10食厨房(1,2階)平面図	縮尺	図示
札幌駐屯地業務隊管理科 宮總班		令和 6年	4月 10日

8,100

8,100



15,300

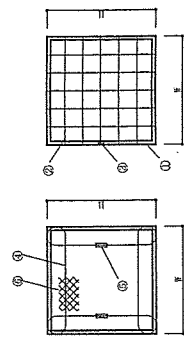
フィルター清掃・交換量表

系統名	W	H	数量	備考
ACH-2	610	305	2	不燃耐714℃(AEI B20) JS-600 ホウ酸系(HT-900、日本ホウ酸) JS-600 又は同等品(1) (単位:個/品含む)
ACH-3	610	305	2	不燃耐714℃(AEI B20) JS-600 ホウ酸系(HT-900、日本ホウ酸) JS-600 又は同等品(1) (単位:個/品含む)
ACH-4	610	305	2	不燃耐714℃(AEI B20) JS-600 ホウ酸系(HT-900、日本ホウ酸) JS-600 又は同等品(1) (単位:個/品含む)

不織布フィルター詳細

部品番号	部品名	材質	仕様・寸法	備 考
1	フィルター枠	A1100P-UB4	T1.0	併使用
2	金 網	SPH-U	φ2.0mm	併使用
3	金属固定片	SPH-U	φ2.0mm	併使用
4	各種押さえ	SUS304R6	φ2	併使用
5	進 路 管	IS71-II	φ3.2×0.6	併使用
6	ろ 符	不織布	AS600 A7162K	交換

※ 不織布714℃については特は再使用



/// : 該当空調機を示す。

#10食厨房 1階熱源機械室 (上部) 平面詳細図 S=1:60

※ 1階機械室のフィルター清掃・交換作業時には足場板等で作業場を設置すること

役務完成後要返却
役務関係者以外不許複製

件 名	#10食厨房空調機保守点検及び フィルター清掃・交換役務	図 面 番 号	3 / 4
種 別	1階熱源機械室平面詳細図	縮 尺	図 示
札幌駐屯地業務隊管理倉庫第1		令和 6年 4月 10日	

